# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	いちき串木野市 養育医療給付事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、養育医療給付事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、同ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人の プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

いちき串木野市長

### 公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	養育医療給付事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、養育のための病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 養育医療給付に関する事務 ①給付申請受理 ②給付決定 ③台帳登録(システム登録) ④医療券交付 ⑤給付決定通知 ⑥費用の徴収
③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
養育医療給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項、別表127の項
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項、155の項
5. 評価実施機関における	· 担当部署
①部署	子どもみらい課
②所属長の役職名	子どもみらい課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1 子どもみらい課 0996-33-5618
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ
連絡先	鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1 子どもみらい課 0996-33-5618
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年2月22日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年2月22日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

# 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、そ	]	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 i目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +分で	ある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							

			_			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	<b>報提供ネットワー</b> な	クシステムを通し	こた提供を除く。)	[0]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	1	]接続しない(入手)		接続しない(提供)
6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	<mark>ステムとの</mark> [	接続 十分である	]		[ ] (1)3	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ				]接続しない(入手) <選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である	[ ]  CNS  CNS	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[	十分である	]	接続しない(入手)   <選択肢>   1)特に力を入れて   2)十分である   3)課題が残されて   <選択肢>   1)特に力を入れて   2)十分である	[ ]  CNS  CNS	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	接続しない(入手)   <選択肢>   1)特に力を入れて   2)十分である   3)課題が残されて   <選択肢>   1)特に力を入れて   2)十分である	[ ]  C ( ) 3  C ( ) 3  C ( ) 3  C ( ) 3	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・対 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	[ [ <b>消去</b>	十分である	]	接続しない(入手)   <選択肢 >	[ ]  CIVA  CIVA  CIVA  CIVA	

判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み					
	取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 [O]外部監査					
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発    < 選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>					

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。

中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- ①物理的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を 厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ②技術的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

#### ガバメントクラウドにおける措置

#### ①物理的安全管理措置

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ②技術的安全管理措置
- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続 的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

#### 判断の根拠

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	<b>I</b> I −1, 2	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年4月1日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一の49の項、行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令第40条第9号、同条 第10号	番号法第9条第1項 別表700の項、行政手続 における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第40条第10号、同条第11号	事後	
令和7年4月1日	I -4	番写法第19条第7字(特定個人情報の提供の)制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「養育医療の給付に関する情報」が含まれる項(26,87の項) [主務省令]第19条第1号3、第44条第1号3 2. 別表第二]第一欄(情報照会の根例。別表第二]第一欄(情報照会が近十市町村長」の項のうち、第二欄(事報照会が近十市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法に関する事務」が含まれる項(70の項)「主教金舎」第28条金)第28を	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表70の項 番号法第19条第6号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 96の項 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 96の項 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第98条	事後	